

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱」の改定に関するお知らせ

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）」、「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅰ（あんしん年間定額プラン）」および「太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱に係る付帯要綱Ⅱ（わくわく電気預かりプラン）」について、2024年4月1日以降、以下のとおり改定いたします。

なお、既に契約要綱に基づく太陽光契約を締結していただいているお客さまについても変更後の各契約要綱が適用されます。

記

○変更の概要

（1）発電側課金の導入に伴う規定の追加

- ・託送供給等約款（2024年4月1日実施）に基づき、2024年4月1日から託送料金の一部を発電者さまにご負担いただく発電側課金が導入されることとなりましたので、この度の契約要綱改定により、発電側課金に関する規定を追加いたします。
- ・発電者さまは系統連系受電契約を一般送配電事業者と締結する必要があるのですが、この度の契約要綱改定に伴い、当社が代理で一般送配電事業者へ申込みいたしますので、発電者さまにてお手続きいただくことはございません。
- ・また、発電側課金は、発電者さまが一般送配電事業者へお支払いする費用になりますが、当社が買取料金と相殺して代理で一般送配電事業者へお支払いいたします。
- ・なお、発電側課金の対象となる発電者さまは、買取料金と相殺されることとなりますが、相殺された金額と同額を当社負担で加算いたしますので、原則、買取料金に変更はないものといたします。

（2）その他の見直し

- ・発電設備と併設し、発電設備が発電した電気のみを充放電する蓄電池を適用要件に追加いたします。
- ・あんしん年間定額プランとわくわく電気預かりプランの経過措置条項を削除いたします。
- ・わくわく電気預かりプランの適用条件に、発電者さまが、30分電力量計量のための通信端末設置を拒否された場合の取扱いを追加いたします。

なお、詳細については、各契約要綱をご確認ください。